

## 粕屋町子育て世帯訪問支援事業 受託事業者募集要項

### 1 目的

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、当該家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭環境や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

### 2 事業内容に関する事項

#### (1) 業務名称

粕屋町子育て世帯訪問支援事業委託業務

#### (2) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

#### (3) 事業の実施地域

粕屋町内全域 ※ただし保育所等の送迎・外出時の補助に関してはこれに限らず、自宅から半径2キロメートルまで派遣可能とする。

#### (4) 業務内容

別紙「粕屋町子育て世帯訪問支援事業業務委託仕様書」のとおり

#### (5) 委託料

ア: 委託料

世帯区分	仕様書3の対象者のうち (3)(4)に該当する家庭	仕様書3の対象者のうち (1)(2)(5)に該当する家庭
生活保護世帯 住民税非課税世帯	3,000 円	3,000 円
その他の世帯	2,500 円	3,000 円

イ: 交通費(1回あたり) 1,860 円

ウ: 管理費(1月あたり・委託料支払い月のみ) 47,000 円

※買物代行の実費額及び保育所等の送迎支援時の交通費、キャンセル料については利用者負担とする。

### 3 応募資格

次に掲げる(1)(2)の要件を満たしているものとする。

#### (1) 次のア～ウのいずれかの要件を満たすこと。

ア: 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項に規定する「指定障害福祉サービス事業者」であり、同法第5条第2項に規定する「居宅介護」を行う事業者

- イ:介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する「指定居宅サービス事業者」であり、同法第8条第2項に規定する「訪問介護」を行う事業者
- ウ:居宅を訪問する事業において、家事支援又は育児・養育支援の事業実績があり、事業開始から1年以上の実績がある事業者

(2)次のア～キのすべての要件を満たすこと。

- ア:事業の実施のために訪問可能な従事者を有し、家事支援または育児・養育支援のサービスを提供することができること。
- イ:地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- ウ:国税、地方税を滞納していないこと。
- エ:会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- オ:粕屋町指名停止等措置要綱(平成13年粕屋町要綱第5号)の規定による指名停止措置の期間中でないこと。
- カ:宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- キ:暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)及び粕屋町暴力団排除条例(平成22年粕屋町条例第11号)に定める暴力団、暴力団員及びそれらと密接な関係者のいずれにも該当しない者であること。

#### 4 応募方法

##### (1)受付期間

令和7年2月28日(金)から令和7年4月30日(水)まで

##### (2)申請方法

以下の必要書類を粕屋町住民福祉部子ども未来課こども相談係まで提出するものとする。(持参又は郵送)

##### (3)提出書類

- ア:登録事業者申請書(様式第1号)
- イ:事業者概要(様式第2号)
- ウ:業務経歴書(任意様式)
- エ:定款、規則、会則等(任意様式)
- オ:法人登記簿謄本(3か月以内に発行されたもの)
- カ:法人市(町村)民税納税証明書(3か月以内に発行されたもの)
- キ:指定通知書の写し(応募資格(1)ア又はイに該当する者のみ)
- ク:賠償責任保険証書の写し

##### (4)注意事項

ア:申請に要する費用は、事業者の負担とする。

イ:提出された書類については返却しない。

ウ:提出書類等に虚偽の記載をした場合、または重大な不備がある場合は無効とする。

## 5 審査等

粕屋町は、提出書類に基づいて審査を行い、必要な基準を満たすと判断できる事業者を受託者と決定し契約を締結する。審査結果は、事業者に通知する。

## 6 担当部署

住民福祉部子ども未来課子ども相談係 中川

住所:〒811-2392 福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁1丁目1番1号

電話:092-410-2325

E-mail:kodomomirai@town.kasuya.fukuoka.jp